

2024 年 5 月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法 及び非常事態法理の適用

——フランス例外レジームの再整理を兼ねて——

東北大学大学院法学研究科教授 奥村 公輔

はじめに

(1) 本稿の目的

2024 年 5 月 15 日パリ時間 20 時（ニューカレドニア現地時間 16 日午前 5 時）、2024 年 5 月のニューカレドニアでの暴動（以下、「本件ニューカレドニア暴動」という）を受けて、「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号を適用する 2024 年 5 月 15 日デクレ⁽¹⁾第 436 号⁽²⁾」（以下、「2024 年 5 月 15 日デクレ①」という）第 1 条及び「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用に関する 2024 年 5 月 15 日デクレ第 437 号⁽³⁾」（以下、「2024 年 5 月 15 日デクレ②」という）第 1 条により、ニューカレドニア全土において緊急事態が宣言された。「緊急事態（*état d'urgence*）に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号⁽⁴⁾」（以下、「1955 年緊急事態法」という）第 2 条第 3 項によれば、12 日間を超える緊急事態の延長は、法律のみによって認められるのであって、反対に、緊急事態を

宣言するデクレは、12 日間までであれば効力を有する。ニューカレドニアでは過去にも緊急事態宣言が発出された例はあるが、ニューカレドニア全土に発出された緊急事態宣言は、2024 年 5 月 15 日デクレ①の効力がなくなる 12 日後の 5 月 27 日パリ時間 20 時（ニューカレドニア現地時間 28 日午前 5 時）に解除された。

本稿は、本件ニューカレドニア暴動への緊急事態法の適用を検討するものであるが、これを検討する意義として以下の 2 点が挙げられる。

第一に、2015 年 11 月 13 日パリ同時多発テロ（以下、「11.13」という）を契機に、緊急事態宣言が発出され、緊急事態宣言の下で、従来の 1955 年緊急事態法はテロ対策法律へと改正され、そのように改正された 1955 年緊急事態法に基づく緊急事態宣言は 2017 年 11 月 1 日までの約 2 年間延長され続けていた。さらに、2017 年 11 月 1 日以降は、1955 年緊急事態法に

(1) フランスのデクレには、大きく、一般規制デクレと個別処分デクレとがあるが、一般規制デクレはわが国でいう政令に該当する。

(2) Décret n° 2024-436 du 15 mai 2024 portant application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955.

(3) Décret n° 2024-437 du 15 mai 2024 relatif à l'application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955.

(4) Loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence.

基づく緊急事態宣言の下でのみ採ることが可能な行政措置の一部を平時においても採ることを可能とする国内安全法典（Code de la sécurité intérieure）の改正がなされ、これは「緊急事態一般化法律」とも呼ばれた。したがって、本件ニューカレドニア暴動に対して、かような平時においても用いることのできる「緊急事態一般化法律」たる国内安全法典の規定により対処することなく、1955 年緊急事態法を適用して緊急事態宣言の下で行政措置を採ることにより対処したことに検討の意義がある。

第二に、2020 年初頭の Covid-19 の世界的蔓延により、フランスは、時限的な方法ではあるが、公衆衛生法典（Code de la santé publique）において「衛生緊急事態（Etat d'urgence sanitaire）」条項を創設して、衛生緊急事態宣言の下で平時には採ることのできない行政措置を採ることを可能にした。すなわち、Covid-19 の世界的蔓延により、フランスの例外レジーム（régime d'exception）に、一時的ではあれ、新たな例外レジームが創設され、その例外レジームの一つとして衛生緊急事態が用いられていたのである。他方、1955 年緊急事態法に基づく緊急事態も従来から存在する例外レジームの一つである。そうすると、フランスの過去 10 年を遡れば、11.13 に基づく緊急事態、Covid-19 の世界的蔓延に基づく衛生緊急事態、本件ニューカレドニア暴動に基づく緊急事態という例外レジームが用いられていることとなり、このような一連の例外レジームの発動の一つとして、本件ニューカレドニア暴動に対する緊急事態を検討す

ることに意義がある。

さらに、本件ニューカレドニア暴動に対して 1955 年緊急事態法を適用して緊急事態宣言が発出される前日の 5 月 14 日に、ソーシャルネットワーク「TikTok」を一時的に遮断する措置がとられたが、これは、判例法の例外レジームである非常事態（circonstances exceptionnelles）法理を根拠にその決定がなされたのであり、本稿は、緊急事態宣言の前日に決定された当該遮断措置についても検討する。緊急事態法ではなく非常事態法理を用いた当該遮断措置の検討は、実定法上の例外レジームだけではなく、判例法上の例外レジームをも用いて、本件ニューカレドニア暴動に政府が対応したことを明らかにすることであり、この点にも重要な意義がある。

そこで、本稿は、第一に、本件ニューカレドニア暴動に基づく緊急事態法の適用及び非常事態法理の適用を検討するための前提として、それまでのフランスの実定法上の例外レジームについて整理を行う（第 1 章）。その上で、第二に、本件ニューカレドニア暴動に至った背景を明らかにしつつ、本件ニューカレドニア暴動に対応するための緊急事態法の適用と非常事態法理の適用を検討する（第 2 章）。

(2) 用語の問題

「緊急事態」と「非常事態」の用語は、互換可能なものとして、講学上も実務上も区別されていないくらいはあるが、本稿は、「緊急事態」と「非常事態」の用語を以下の様に

区別する⁽⁵⁾。

まず、「非常事態」とは、「平時の統治機構をもってしては対処できない」事態であり、「非常事態」における要件・目的・効果は、①戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない事態において（要件）、②国家の存立を維持するために（目的）、③国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限（効果）である。

他方で、「緊急事態」とは、「平時の統治機構の下で特別な立法や法運用が行われるものの立憲的統制が十分に機能する」事態であり、「緊急事態」の要件・目的・効果は、①テロの多発や感染症のまん延など、平時の統治機構をもって対処できる事態において（要件）、②当該緊急性・重大性を有する危機に対処するために（目的）、③行政権が、立憲的な憲法秩序を維持しながら、平時よりも強い措置をとる権限（効果）である。そして、かような「緊急事態」は法律の明文規定により創設されるものである。

第1章 フランスの実定法上の例外レジームの整理

第1章では、フランスの実定法上の例外レジームとして、①1958年10月4日フランス第5共和制憲法（以下、「憲法」という）第16条に基づく大統領非常事態措置権、②憲法第36条に基づく戒厳、③1955年緊急事態法に基づく緊急事態、④そして時限的

に導入されたが既に廃止された公衆衛生法典の衛生緊急事態条項に基づく衛生緊急事態について概観する。

第1節 憲法第16条に基づく大統領非常事態措置権

第1款 憲法第16条の規定

現在の憲法第16条は、以下の通り定め、大統領の非常事態措置権（*pouvoirs exceptionnels*）を認めている。

- 第16条 共和国の制度、国の独立、その領土の保全又は国際条約の履行が直接かつ重大に脅かされる場合、及び、憲法上の公権力の正常な運営が阻害される場合、大統領は、首相、両院議長及び憲法院に公式に諮問した後、状況により必要とする措置を採る。
- ② 大統領は、前項の措置を教書によって国民に通告する。
 - ③ 第1項の措置は、最短の期間内に、憲法上の公権力に対してその任務を遂行する手段を確保させる意思に即して実施されなければならない。憲法院は、この事項につき諮問される。
 - ④ 国会は当然に集会する。
 - ⑤ 国民議会は、非常事態措置権の行使中解散されない。
 - ⑥ 非常事態措置権行使から30日経過後に、国民議会議長、元老院議長又は60名の国民議会議員若しくは60名の元老院議員は、第1項の要件についてその充足を審査するために憲法院に付託することができる。憲法院は、最短

⁽⁵⁾ 参照、奥村公輔「緊急事態と非常事態」横大道聡ほか編『グローバル化の中で考える憲法』（弘文堂、2021年）377-382頁。

の期間内に、公開の意見を表明して裁定する。憲法院は、非常事態措置権行使から 60 日経過後、及び、その期間を超えるといつでも、職権により当然に審査を行い、同一の要件により裁定することができる。

大統領は、第 1 項に基づき、首相、両院議長に公式に諮問すれば、状況により必要とする措置を採ることができる。これが、第 5 項及び第 6 項では、「非常事態措置権」と表現されている。ただし、第 6 項は、2008 年 7 月 23 日憲法改正により導入されたものであり、この規定により、憲法院は、措置から 30 日経過後は、国民議会議長、元老院議長又は 60 名の国民議会議員若しくは 60 名の元老院議員の付託に基づき、また、措置から 60 日経過後は職権により、第 1 項の要件たる「共和国の制度、国の独立、その領土の保全又は国際条約の履行が直接かつ重大に脅かされる場合、及び、憲法上の公権力の正常な運営が阻害される場合」が満たされていたか、その要件該当性を事後的に統制することができる⁽⁶⁾。

しかし、いずれにせよ、この大統領の非常事態措置権は、憲法第 16 条のみを根拠としており、それ以外のいかなる法令においても定めがない。したがって、憲法第 16 条は、いわゆ

る国家緊急権の規定である。

第 2 款 憲法第 16 条が適用された例

1958 年 10 月 4 日フランス第 5 共和制憲法が制定されて以降、憲法第 16 条が適用された例は憲法制定直後の一例しかない。すなわち、アルジェリア独立戦争中の 1961 年の現地將軍の反乱の際に、1961 年 4 月 23 日から 9 月 29 日まで、ド・ゴール大統領により発動された例のみである^{(7)・(8)}。

第 2 節 憲法第 36 条に基づく戒厳

第 1 款 憲法第 36 条の規定

現在の憲法第 36 条は、以下の通り定め、戒厳 (*état de siège*) を認めている。

第 36 条 戒厳は、閣議により発令される。

② 12 日を超える戒厳の延長は、国会によらなければ承認されない。

憲法第 36 条は、大統領を主宰者とする閣議 (*Conseil des ministres*)⁽⁹⁾により戒厳を発令することができる旨を定めているが、いかなる場合に戒厳を発令することができるかについては憲法上規定がなく、国防法典 (*Code de la défense*) がこれを定め

⁽⁶⁾ 奥村公輔「フランスにおけるテロ対策と緊急事態『法』の現況」論究ジュリスト 21 号 (2017 年) 42-43 頁、奥村・前掲注 5)381-382 頁。

⁽⁷⁾ この際の憲法院への諮問につき、参照、南野森「非常措置権発動のための必要条件——諮問機関としての憲法院」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』(2002 年、信山社) 402-407 頁。

⁽⁸⁾ 憲法第 16 条の適用に関するド・ゴール大統領によるテレビ・ラジオ演説の内容につき、以下を参照。« Message au lendemain du putsch des généraux », 23 avril 1961, <<https://www.charles-de-gaulle.org/wp-content/uploads/2017/03/Message-au-lendemain-du-putsch-des-generaux.pdf>>

⁽⁹⁾ 憲法第 9 条：「大統領は、閣議を主宰する」。

る⁽¹⁰⁾。

第2款 国防法典の規定

憲法第36条の規定を受けて、国防法典は、「第2巻 国防法制」「第1部 例外的適用レジーム」「第2編 戒厳」L第2121-1条からL第2121-8条までにおいて、戒厳に関する要件・権限等を定めている。要件・権限に関する規定は以下の通りである。

L第2121-1条 戒厳は、他国との戦争又は武装反乱による急迫した危機に直面する場合にのみ閣議を経たデクレにより発令することができる。

② 本デクレは、戒厳の適用される地域を指定し、適用の期間を定める。

L第2121-2条 戒厳が発令されると直ちに、秩序の維持及び治安のために一般行政当局に与えられた権限は、軍当局に移管される。

② 一般行政当局は、引き続きその他の権限を行使する。

L第2121-7条 戒厳が発令されたとき、軍当局は以下の事項を行うことができる。

一 昼夜を問わず家宅捜索を行うこと

二 重罪又は軽罪のために有罪が確定したすべての者及び戒厳が発令された地域に住所を持たない個人を退去させること

三 武器及び弾薬の引渡しを命じ、並びにこれらの捜索及び回収を実施すること

四 公共の秩序を脅かすおそれがあると軍当局が判断する出版及び集会を禁止すること

L第2121-1条第1項は、戒厳を発令できる要件を「他国との戦争又は武装反乱による急迫した危機に直面する場合」のみに限定し、また、同条第2項は、戒厳令は適用地域・適用期間を定めなければならない旨を規定する。その上で、L第2121-2条第1項は、戒厳が発令されると直ちに、秩序の維持及び治安のために一般行政当局に与えられた権限は、軍当局に移管される旨を定め、さらに、L第2121-7条は、戒厳が発令されたとき、軍当局は、「昼夜を問わず家宅捜索を行うこと」、「重罪又は軽罪のために有罪が確定したすべての者及び戒厳が発令された地域に住所を持たない個人を退去させること」、「武器及び弾薬の引渡しを命じ、並びにこれらの捜索及び回収を実施すること」、「公共の秩序を脅かすおそれがあると軍当局が判断する出版及び集会を禁止すること」ができる旨を定める。

このように憲法第36条及び国防法典の諸規定が存在するが、第五共和制憲法の下で戒厳は一度も発令されていない⁽¹¹⁾。

第3節 1955年緊急事態法に基づく緊急事態

第1款 1955年緊急事態法の制定から現在まで

1955年緊急事態法は、第4共和制

⁽¹⁰⁾ 奥村・前掲注6)42-43頁、奥村・前掲注5)381-382頁。

⁽¹¹⁾ 奥村公輔「第4章 フランス」山中倫太郎編『軍隊の活動に関する国内法的規律の形態に関する比較調査——憲法および法律の規律を中心とした欧米7ヵ国調査』（防衛大学校先端学術推進機構グローバルセキュリティセンター、2018年）81頁。

2024年5月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用——フランス例外レジームの再整理を兼ねて——

期におけるアルジェリア危機に対応するために制定されたものである。制定当初の 1955 年緊急事態法は、「緊急事態を創設しアルジェリアへの適用を宣言する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号⁽¹²⁾」という名称であり、緊急事態を創設し、その上で、制定当初の第 15 条第 1 項は、アルジェリア全土において緊急事態宣言を 6 か月発出する旨を規定していた⁽¹³⁾。また、制定当初の 1955 年緊急事態法は、デクレではなく、法律により緊急事態宣言が発出される旨を規定しており、緊急事態宣言が法律ではなく閣議を経たデクレ (*décret en conseil des ministres*) により発出可能となったのは、「緊急事態を創設する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の諸規定を改正する 1960 年 4 月 15 日オルドナンス第 372 号⁽¹⁴⁾」第 1 条による 1955 年緊急事態法改正によってである。そしてこの法改正により、緊急事態宣言は閣議を経たデクレにより発出され、そのデクレは適用地域を定め、緊急事態が 12 日間を超える場合には国会の延長法律による承認を必要とすることを規定する、2025 年 9 月 30 日現在の 1955 年緊急事態法第 2 条第 1 項・第 2 項・第 3 項が整った。

本件ニューカレドニア暴動に対する緊急事態宣言より以前に、1955 年緊急事態法により緊急事態宣言が発出されたのは計 8 度である。

①第一に、第 4 共和制期のアルジ

ェリア危機における万聖節一斉蜂起に基づく緊急事態 (1955 年 4 月 3 日～12 月 1 日) である。この緊急事態は、1955 年緊急事態法第 15 条第 1 項により発出され、同項は、緊急事態の適用領域及び適用期間につき、アルジェリア全土において 6 か月間と定めていた。その後、「アルジェリアにおける緊急事態の延長に関する 1955 年 8 月 7 日法律第 1080 号⁽¹⁵⁾」第 1 条第 1 項により 6 か月の延長がなされたが、期限満了前にこの緊急事態は終了した。

②第二に、同じく第 4 共和制期のアルジェリア危機における 1958 年 5 月 13 日事件に基づく緊急事態 (1958 年 5 月 17 日～6 月 1 日) である。この緊急事態は、「フランス本土に緊急事態を宣言する 1958 年 5 月 17 日法律第 487 号」⁽¹⁶⁾第 1 条第 1 項により発出され、同項は、緊急事態の適用領域及び適用期間につき、フランス本土全土において 3 か月間と定めていたが、期限満了前にこの緊急事態は終了した。

③第三に、第 5 共和制期のアルジェリア危機 (アルジェリア独立戦争) における現地将軍の反乱に基づく緊急事態 (1961 年 4 月 23 日～1962 年 10 月 9 日) である。この緊急事態は、「緊急事態の宣言に関する 1961 年 4 月 22 日デクレ第 395 号⁽¹⁷⁾」第 1 条及び「緊急事態の適用に関する 1961 年 4 月 22 日デクレ第 396 号⁽¹⁸⁾」第 1 条

⁽¹²⁾ Loi n° 55-385 du 3 avril 1955 instituant un état d'urgence et en déclarant l'application en Algérie.

⁽¹³⁾ 奥村・前掲注 6)42 頁。

⁽¹⁴⁾ Ordonnance n° 60-372 du 15 avril 1960 modifiant certaines dispositions de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955 instituant un état d'urgence.

⁽¹⁵⁾ Loi n° 55-1080 du 7 août 1955 relative à la prolongation de l'état d'urgence en Algérie.

⁽¹⁶⁾ Loi n° 55-487 du 17 mai 1958 déclarant l'état d'urgence sur le territoire métropolitain.

⁽¹⁷⁾ Décret n° 61-395 du 22 avril 1961 portant déclaration de l'état d'urgence.

⁽¹⁸⁾ Décret n° 61-395 du 22 avril 1961 relatif à l'application de l'état d'urgence.

により発出され、フランス本土全土において適用され、1955 年緊急事態法第 2 条第 3 項に基づき 12 日間の効力を有するものとされた。しかし、1961 年 4 月 24 日、ド・ゴール大統領は、前述の憲法第 16 条の非常事態措置権に基づき、新たな決定を行うまで緊急事態を延長した。また、同年 9 月 29 日、ド・ゴール大統領は、同じく憲法第 16 条に基づき、緊急事態を 1962 年 7 月 15 日まで延長した。そして、「1961 年 4 月 24 日及び 27 日の諸決定を延長し、1958 年 12 月 23 日オルドナンス第 1309 号を改正する 1962 年 7 月 13 日オルドナンス第 797 号⁽¹⁹⁾」は最長で 1963 年 5 月 31 日まで延長する旨を定めたが、1962 年 10 月 9 日に国民議会が解散したことによりこの緊急事態は終了した⁽²⁰⁾。この緊急事態の全期間に近い 1961 年 4 月 23 日から 9 月 29 日まで、大統領の非常事態措置権が行使されていたことは留意しなければならない。

④ 第四に、ニューカレドニア紛争に基づく緊急事態（1985 年 1 月 12 日～6 月 30 日）である。この緊急事態は、「ニューカレドニア本土及び諸島の領土の地位に関する 1984 年 9 月 6 日法律第 821 号⁽²¹⁾」第 119 条及び

1955 年緊急事態法を適用して、高等弁務官（*haut-commissaire de la République*）の 1985 年 1 月 12 日アレテ（*arrêté*）⁽²²⁾第 35 号⁽²³⁾により発出され、このアレテはニューカレドニア本土及び諸島全土において適用される旨を規定し、1955 年法律第 2 条第 3 項に基づき 12 日間効力を有するものとされた。この緊急事態宣言は、期限満了後、1 月 27 日から 6 月 30 日まで、「ニューカレドニア本土及び諸島における緊急事態に関する 1985 年 1 月 25 日法律第 96 号⁽²⁴⁾」により再び効力を持つものとされた⁽²⁵⁾。なお、「1984 年 9 月 6 日法律第 821 号第 119 条の適用に関する 1985 年 1 月 14 日デクレ第 46 号⁽²⁶⁾」第 1 条は、1955 年緊急事態法で定める内務大臣及び知事の権限は、ニューカレドニア本土及び諸島においては高等弁務官により行使される旨を規定している。

⑤ 第五に、ウォリス・フツナ紛争に基づく緊急事態（1986 年 10 月 29 日）である。この緊急事態は、「ウォリス・フツナ諸島に海外領土の地位を付与する 1961 年 7 月 29 日法律第 814 号⁽²⁷⁾」第 8 条及び 1955 年緊急事態法を適用して、高等行政官

⁽¹⁹⁾ Ordonnance n° 62-797 du 13 juillet 1962 prorogeant des décisions des 24 et 27 avril 1961 et modifiant l'ordonnance n° 58-1309 du 23 décembre 1958.

⁽²⁰⁾ 一連の流れにつき、以下を参照。Pascal Popelin, *A.N.*, Rapport n° 3495, p. 9.

⁽²¹⁾ Loi n° 84-821 du 6 septembre 1984 portant statut du territoire de Nouvelle-Calédonie et dépendances.

⁽²²⁾ フランスのアレテにも、大きく、一般規制アレテと個別処分アレテがあるが、一般規制アレテは、我が国でいう（政令以外の）命令に相当する。

⁽²³⁾ Arrêté n° 85-35 du 12 janvier 1985 du haut-commissaire de la République.

⁽²⁴⁾ Loi n° 85-96 du 25 janvier 1985 relative à l'état d'urgence en Nouvelle-Calédonie et dépendances.

⁽²⁵⁾ 一連の流れにつき、以下を参照。Popelin, *supra* note 20), p. 9.

⁽²⁶⁾ Décret n° 85-46 du 14 janvier 1985 portant application de l'article 119 de la loi n° 84-821 du 6 septembre 1984.

⁽²⁷⁾ Loi n° 61-814 du 29 juillet 1961 conférant aux îles Wallis et Futuna le statut de territoire d'outre-mer.

(administrateur supérieur) の 1986 年 10 月 29 日アレテ第 117 号及び第 117 号⁽²⁸⁾により発出され、この 2 つのアレテはウォリス・フツナ諸島全土において適用される旨を規定し、1955 年法律第 2 条第 3 項に基づき 12 日間効力を有するものとされた。しかし、高等行政官の 1986 年 10 月 29 日アレテ第 120 号⁽²⁹⁾により、翌日から効力を失うものとされた⁽³⁰⁾。

⑥第六に、フランス領ポリネシア紛争に基づく緊急事態 (1987 年 10 月 24 日～11 月 5 日) である。この緊急事態は、「フランス領ポリネシアの領土の地位に関する 1984 年 9 月 6 日法律第 820 号⁽³¹⁾」第 91 条及び 1955 年緊急事態法を適用して、高等弁務官の 1987 年 10 月 24 日アレテ第 1214 号及び第 1215 号⁽³²⁾により発出され、この 2 つのアレテはフランス領ポリネシアのウィンドワード諸島の各市町村で適用される旨を規定し、1955 年法律第 2 条第 3 項に基づき 12 日間効力を有するものとされた。そして期限満了日に、高等弁務官の 1987 年 11 月 5 日アレテ第 120 号⁽³³⁾により解除された⁽³⁴⁾。

⑦第七に、パリ郊外暴動に基づく緊急事態 (2005 年 11 月 9 日～2006 年 1 月 4 日) である。この緊急事態は、「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号を適用する 2005 年 11 月 8 日デクレ第 1386 号⁽³⁵⁾」第 1 条及び「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用に関する 2005 年 11 月 8 日デクレ第 1387 号⁽³⁶⁾」第 1 条により発出され、フランス本土全土で適用され、1955 年緊急事態法第 2 条第 3 項に基づき 12 日間の効力を有するものとされた。その後、「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、それらの諸規定の実効性を強化する 2015 年 11 月 20 日法律第 1501 号⁽³⁷⁾」第 1 条によりこの緊急事態は 3 カ月間延長されたが、2006 年 1 月 4 日に解除された。

⑧第八に、11.13 に基づく緊急事態 (2014 年 11 月 15 日～2017 年 11 月 1 日) である。この緊急事態は、「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号を適用する 2015 年 11 月 14 日デクレ第 1475 号」⁽³⁸⁾第 1 条及び「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号を適用する 2014 年 11 月 14 日デクレ第 1476 号第 1 条⁽³⁹⁾」第 1 条により発出され、フランス本土

⁽²⁸⁾ Arrêtés n°s 117 et 118 du 29 octobre 1986 de l'administrateur supérieur.

⁽²⁹⁾ Arrêté n° 120 du 29 octobre 1986 de l'administrateur supérieur.

⁽³⁰⁾ 一連の流れにつき、以下を参照。Popelin, *supra* note 20), p. 10.

⁽³¹⁾ Loi n° 84-820 du 6 septembre 1984 portant statut du territoire de la Polynésie française.

⁽³²⁾ Arrêtés n°s 1214 CAB et 1215 CAB du 24 octobre 1987

⁽³³⁾ Arrêté n° 1285 CAB du 5 novembre 1987 du haut-commissaire de la République.

⁽³⁴⁾ 一連の流れにつき、以下を参照。Popelin, *supra* note 20), p. 10.

⁽³⁵⁾ Décret n° 2005-1386 du 8 novembre 2005 portant application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955.

⁽³⁶⁾ Décret n° 2005-1387 du 8 novembre 2005 relatif à l'application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955.

⁽³⁷⁾ Loi n° 2015-1501 du 20 novembre 2015 prorogeant l'application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence et renforçant l'efficacité de ses dispositions.

⁽³⁸⁾ Décret n° 2015-1475 du 14 novembre 2015 portant application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955. 本デクレの内容につき、奥村公輔「補訂：フランス緊急事態法関係法令集」駒澤大学法学部研究紀要 76 号 (2018 年) 117 頁を参照。

⁽³⁹⁾ Décret n° 2015-1476 du 14 novembre 2015 portant application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955.

及びコルシカ島で適用され、1955 年緊急事態法第 2 条第 3 項に基づき 12 日間の効力を有するものとされた。さらに、「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の海外適用に関する 2015 年 11 月 18 日デクレ第 1493 号⁽⁴⁰⁾」第 1 条及び「1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の海外適用に関する 2015 年 11 月 18 日デクレ第 1494 号⁽⁴¹⁾」第 1 条により、グアドループ、ギアナ、マルティニーク、レユニオン、マイヨット、サン・バルテルミー及びサン・マルタンの海外県においても緊急事態が発出された。フランス本土・コルシカ島・海外県に発出されたこの緊急事態は、6つの緊急事態延長法⁽⁴²⁾によって約 2 年間も延長され続けたが、2017 年 11 月 1 日によりようやく終了した。この緊急事態宣言発出当時の 1955 年緊急事態法は、必ずしもテロ対策のための行政措置をとることを目的とする法律ではなかったが、4 つの緊急事態延長法⁽⁴³⁾及び（緊急事態延長法ではない）通常法律たる「公的安全に関する 2017 年 2 月 28 日法律第 258 号」⁽⁴⁴⁾によってテロ対策のための改正がなされ、緊急事態法律はテロ対

策立法としての性格を有するに至った⁽⁴⁵⁾。ただし、このように漸次改正され続けていた緊急事態法律については、憲法院のいくつかの判決によりその諸規定が違憲無効とされた⁽⁴⁶⁾。またその後、「安全の領域における EU 法への適合のための多様な諸規定に関する 2018 年 2 月 26 日法律第 133 号」第 22 条及び第 24 条により緊急事態法律第 9 条及び第 15 条が改正された。また、1955 年緊急事態法第 8-1 条は 2017 年 12 月 1 日憲法院 QPC 判決第 677 号によって違憲とされていたが、本判決は、立法者にこの規定が合憲となるように改正する猶予を与え、2018 年 6 月 30 日に無効となる将来効判決であったため、立法者による第 8-1 条改正の可能性があった。ところが結局、立法者は期日までに第 8-1 条の改正を行わず、第 8-1 条は無効となった。さらに、この緊急事態下でとられた行政措置の根拠法である 1955 年緊急事態法の諸規定は、第 3 款で見ると 2021 年 7 月 30 日の「緊急事態一般化条項」の恒久法化の段階において、QPC（合憲性優先問題）において憲法院により違憲と

(40) Décret n° 2015-1493 du 18 novembre 2015 portant application outre-mer de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955.

(41) Décret n° 2015-1494 du 18 novembre 2015 portant application outre-mer de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955.

(42) ①「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する 2015 年 11 月 20 日法律第 1501 号」、②「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長する 2016 年 2 月 19 日法律第 162 号」、③「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長する 2016 年 5 月 20 日法律第 629 号」、④「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する 2016 年 7 月 21 日法律第 987 号」、⑤「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長する 2016 年 12 月 19 日法律第 1767 号」、⑥「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律の適用を延長する 2017 年 7 月 11 日法律第 1154 号」。①～⑥の内容につき、奥村・前掲注 38)118-126 頁、128-129 頁を参照。

(43) 前掲注 42)の①、④、⑤、⑥の法律。

(44) この法律の内容については、参照、奥村・前掲注 38)126-128 頁。

(45) 2017 年 2 月末までの状況の分析につき、参照、奥村・前掲注 6)41-46 頁。

(46) 緊急事態法律に関する 9 つの憲法院判決につき、参照、奥村公輔「フランスにおけるテロ対策強化の諸問題——『永続的例外事態』と『緊急事態の一般化』」法律時報 90 巻 9 号（2018 年）124 頁。

判断されていない。以上のことから、2021年7月30日の段階で、1955年緊急事態法の内容はいったん落ち着きを見せることとなった。

第2款 1955年緊急事態法の内容

現在の1955年緊急事態法は、緊急事態宣言の下で、主に以下の行政措置を採ることを可能としている。すなわち、往来禁止区域の設置（第5条）、居所指定（第6条）、公共の秩序に重大な侵害をもたらす結社の解散（第6-1条）、施設等の一時的閉鎖（第8条）、武器及び弾薬の引き渡し命令（第9条）、行政家宅搜索（第11条）である⁽⁴⁷⁾。これらの行政措置は、議会、行政裁判官、憲法裁判官によって統制され得るが、これらについては既に別稿で論じているため⁽⁴⁸⁾、本件ニューカレドニア暴動に基づく緊急事態に関する限りにおいて、第2章で触れるにとどめる。

なお、国防法典「第2巻 国防法制」「第1部 例外的適用レジーム」に「第3編 緊急事態」が設けられ、L第2131-1条は以下の様に規定している。

- L 第2131-1条 緊急事態に関する規定は、1955年4月3日法律第385号で定める。
- ② 本編第2章及び第3編の規定を、同一の地域に対して同時に適用することはできない。

つまり、憲法上の例外レジームである戒厳と法律上の例外レジームである緊急事態は、同一の地域において重疊的に適用することができないのである。これに対して、同じく憲法上の例外レジームである大統領の非常事態措置権と法律上の例外レジームである緊急事態は、既に見た実例がある様に、同一の地域において重疊的に適用することができる。

第3款 「緊急事態一般化法律」

11.13に基づく緊急事態が緊急事態延長法により延長され続けるにあたり、「永続的例外事態（*état d'exception permanent*）」との批判が強まるに至り、立法者はこの緊急事態を終了させることを迫られた⁽⁴⁹⁾。とはいえ、テロの脅威は存続し続けるがゆえに、立法者は、通常法律による強力なテロ対策法律を作る必要があった。そこで、「国内安全及びテロとの闘いを強化する2017年10月30日法律第1510号」（以下、「2017年法律」）という）が制定され、その第1条から第4条は、緊急事態でのみ採ることができる行政措置の一部と似た4つの措置（①往来禁止区域の設置（第1条）、②礼拝場の閉鎖（第2条）、③行政統制・監視個別措置（第3条）、④訪問〔という名の行政家宅搜索〕及び押収（第4条））を平時においても採ることを可能とし、同時に第5条は、行政措置に対す

⁽⁴⁷⁾ 1955年緊急事態法の邦訳につき、参照、奥村公輔「フランスの緊急事態法律と『緊急事態一般化法律』」駒澤大学法学部研究紀要77号（2019年）33-46頁。

⁽⁴⁸⁾ 奥村・前掲注6)43-46頁、奥村・前掲注46)123-124頁、奥村公輔「フランスにおける緊急事態と憲法・憲法学」憲法問題33号（2022年）22-23頁。

⁽⁴⁹⁾ 「永続的例外事態」に関する批判と11.13に基づく緊急事態終了の経緯につき、詳しくは、参照、奥村・前掲注46)124-125頁、奥村・前掲注48)24-25頁、奥村公輔「フランスの近時における政治変動と憲法変動」憲法研究12号（2023年）172-173頁。

る議会統制（第1節）を定め、また、第1条から第4条までの行政措置及び第5章第1節の議会統制に関する諸規定は2020年12月31日まで適用される旨（第2節）を規定した。そして、2017年10月30日法律の第1条から第5章第1節までは、それぞれ、「国内安全法典」法律の部第2部第2編第6章から第10章に組み込まれる（第1条の往来禁止区域の設置は第6章、第2条の礼拝場の閉鎖は第7章、第3条の行政統制・監視個別措置は第8章、第4条の訪問及び押収は第9章、第5条第1節の議会統制は第10条）ため、本緊急事態終了後の強力なテロ対策は、「国内安全法典」により実施されることになったのである。しかしながら、緊急事態においてのみとることができる一部の行政措置と似た措置を平時においても採ることを可能とすることは、「緊急事態の一般化（*banalisation de l'état d'urgence*）」⁽⁵⁰⁾と非難されることとなった。

国内安全法典におけるこれらの行政措置を定める規定、すなわち、「緊急事態一般化条項」の効力は当初2020年12月31日までとされ、当初、当該規定はあくまでも約3年間の時限立法であった⁽⁵¹⁾。にもかかわらず、テロの脅威の常態化のために、期限直前の2020年12月24日⁽⁵²⁾に国内安全法典の「緊急事態一般化条項」

は2021年7月31日まで7か月間延長され、さらに延長期直前の2021年7月30日⁽⁵³⁾に時限立法とする規定が廃止された。したがって、国内安全法典における「緊急事態一般化条項」は時限立法ではなく、恒久法となったのである⁽⁵⁴⁾。

このように、国内安全法典における「緊急事態一般化条項」が存在するにもかかわらず、本件ニューカレドニア暴動に対して1955年緊急事態法が適用されたのである。

第4節 廃止された衛生緊急事態 第1款 Covid-19の蔓延に対する衛生緊急事態条項の時限的創設

Covid-19の蔓延を受けて公衆衛生法典に導入された「衛生緊急事態条項」は、当初は「Covid-19の蔓延対策に関する2020年3月23日法律第290号⁽⁵⁵⁾」（以下、「創設法律」という）第7条により2020年3月23日から2021年4月1日までの時限立法とされていたが、「衛生緊急事態を延長する2021年2月15日法律第160号⁽⁵⁶⁾」第1条により2021年12月31日まで9か月間延長され、さらに、「衛生上の警戒に関する多様な措置を定める2021年11月10日法律第

⁽⁵⁰⁾ 「緊急事態の一般化」につき、詳しくは、参照、奥村・前掲注46)125-127頁。

⁽⁵¹⁾ 2017年法律第5条II。

⁽⁵²⁾ 「国内安全法典第2部第2編の第6章から第10章及びL第851-3条の延長に関する2020年12月24日法律第1671号」第1条により2017年法律第5条IIが改正され延長された。

⁽⁵³⁾ 「テロ行為の予防及び諜報に関する2021年7月30日法律第998号」第1条により2017年法5条IIは廃止された。また、本法律第2条から第5条まで及び第8条は、国内安全法典第2部第2編の第6章から第9章及び第10章の諸規定を改正している。

⁽⁵⁴⁾ 国内安全法典における「緊急事態一般化条項」に関する邦訳につき、参照、奥村・前掲注47)46-61頁。

⁽⁵⁵⁾ Loi n° 2020-290 du 23 mars 2020 d'urgence pour faire face à l'épidémie de covid-19.

⁽⁵⁶⁾ Loi n° 2021-160 du 15 février 2021 prorogeant l'état d'urgence sanitaire.

1465号⁽⁵⁷⁾」第1条により2022年7月31日まで7か月間延長された。

かような時限的な「衛生緊急事態条項」の下で、2度の衛生緊急事態宣言が発出された。

第一に、①1度目の衛生緊急事態宣言は、創設法律第4条により発出され、フランス全土で適用され、2020年3月23日より効力を有し、「衛生緊急事態を延長しその諸規定を補完する2020年5月11日法律第546号⁽⁵⁸⁾」第1条により2020年7月31日まで1回延長され、1度目の衛生緊急事態宣言は終了した。

第二に、②2度目の衛生緊急事態宣言は、「衛生緊急事態を宣言する2020年10月14日デクレ第1257号⁽⁵⁹⁾」第1条により発出され、フランス全土で適用され、同月17日より効力を有し、「衛生緊急事態の延長を認め、衛生危機の管理に関する多様な措置を定める2020年11月14日法律第1379号⁽⁶⁰⁾」第1条により2021年2月16日まで延長され、さらに前記2021年2月15日法律第2条により2021年6月1日まで延長され、計2回延長された2度目の衛生緊急事態宣言は終了した。

第2款 衛生緊急事態条項の内容

衛生緊急事態宣言下では、首相は、公衆衛生法典の衛生緊急事態条項の中から必要な具体的措置を採ること

を可能にするデクレを発して具体的措置をとることができる。すなわち、衛生緊急事態宣言下で、首相は、法律の規定に基づき直接措置を採ることができるわけではなく、衛生危機の状況に応じて必要な措置を特定してデクレを発し、必要な具体的措置をとることができるという二段構えの設計になっている。公衆衛生法典（旧）L第3131-15条は、①一部区域や時間における移動制限（1号）、②居所からの外出制限（2号）、③感染者疑い者の検疫措置（3号）、④感染者の隔離措置（4号）、⑤公共に開かれた施設の閉鎖（5号）、⑥デモを含む集会の制限（6号）、⑦保健医療に関する物資の収用と人員の徴用（7号）⁽⁶¹⁾、⑧医薬品の製造販売統制（9号）、⑨その他の必要なあらゆる措置（10号）を定めており、特に①～④は、往来の自由・私生活の自由・人身の自由を制約する強い措置である。いずれにせよ、このように法律で列挙されている9つの措置の中から必要な具体的措置がデクレで特定され、例外規定も設けながらその措置は実施される。

また厚生大臣は、公衆衛生法典（旧）L第3131-16条に基づき、医療提供体制と保健医療物資の供給に関するアレテを制定することができる。さらに厚生大臣は、前述のデクレにより特定された措置の適用を行うための具体的処分を発することができる

⁽⁵⁷⁾ Loi n° 2021-1465 du 10 novembre 2021 portant diverses dispositions de vigilance sanitaire

⁽⁵⁸⁾ Loi n° 2020-546 du 11 mai 2020 prorogeant l'état d'urgence sanitaire et complétant ses dispositions.

⁽⁵⁹⁾ Décret n° 2020-1257 du 14 octobre 2020 déclarant l'état d'urgence sanitaire.

⁽⁶⁰⁾ Loi n° 2020-1379 du 14 novembre 2020 autorisant la prorogation de l'état d'urgence sanitaire et portant diverses mesures de gestion de la crise sanitaire.

⁽⁶¹⁾ 前記2021年11月10日法律による改正前は、生活必需品の物価統制が8号として規定されていたが、本法律により8号は削除された。

る⁽⁶²⁾。

これらの行政措置は、議会、行政裁判官、憲法裁判官によって統制され得るが、これらについては既に別稿で論じているため⁽⁶³⁾、本稿では詳細に触れない。

第3款 「衛生緊急事態」条項の消滅又は一般化？

時限的な「衛生緊急事態条項」に基づいて発出される衛生緊急事態宣言の下では行政は強い措置をとることができるが、行政の措置は行政裁判官による急速審理の対象となる。ただし、人身の自由を強く制限する行政の措置である「検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置 (Mesures de mise en quarantaine, de placement et de maintien en isolement)」については司法裁判官の関与が必要とされていた。

このように「衛生緊急事態宣言」の下で行政が強い措置をとることができる旨を定めていた公衆衛生法典上の時限立法としての「衛生緊急事態条項」たる第3巻第1部第3編「第1章の2 衛生緊急事態」は、「Covid-19に関連する蔓延に対する闘いのために創設された例外レジームを終了させる2022年7月30日法律第1089号⁽⁶⁴⁾」第1条IIにより廃止され、「第1章の2 検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置」と改められたが、この新たな「第1章の2」のL

第3131-12条I・II及びL第3131-13条I・II・III)は、衛生緊急事態条項により衛生緊急事態宣言の下でのみ認められていた「検疫実施・隔離開始・隔離継続の措置」の規定(旧L第3131-15条II・III及び旧L第3131-17条II・III・IV)と同様の規定⁽⁶⁵⁾である。かくして、衛生緊急事態条項それ自体は廃止されたが、衛生緊急事態条項に基づいて発令される衛生緊急事態宣言の下でのみ行政がとることができる措置の一部を行政が平時でも採ることが可能となったのである。その意味で、衛生緊急事態条項は消滅したものの、時限立法ではなく当初より恒久法である「衛生緊急事態一般化条項」が創設されたと言えよう。

いずれにせよ、本件ニューカレドニア暴動に基づく緊急事態以前のフランスの例外レジームの発動は、この公衆衛生法典の衛生緊急事態条項に基づく衛生緊急事態宣言が最後であったのであり、1955年緊急事態法に基づく本件ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法の適用は、現在のフランスの最新の例外レジームの発動となった。

第2章 2024年5月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法の適用と非常事態法理の適用

⁽⁶²⁾ 公衆衛生法典における旧衛生緊急事態条項の邦訳につき、参照、奥村公輔「フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅あるいは一般化？」成城法学90号(2023年)152-172頁。

⁽⁶³⁾ 奥村・前掲注48)27-29頁、奥村公輔「『緊急事態』と人権制約——新型コロナ対策の日仏比較」国際人権33号(2022年)50-51頁。

⁽⁶⁴⁾ Loi n° 2022-1089 du 30 juillet 2022 mettant fin aux régimes d'exception créés pour lutter contre l'épidémie liée à la covid-19.

⁽⁶⁵⁾ 前記2022年7月30日法律による改正後の、公衆衛生法典第3巻第1部第3編の新たな「第1章の2 検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置」L第3131-12条及びL第3131-13条の邦訳につき、参照、奥村・前掲注62)177-181頁。

第2章では、本件ニューカレドニア暴動に対する1955年緊急事態法の適用及び判例法上の例外レジームである非常事態法理の適用につき検討する。そこで、まず、ニューカレドニアの憲法上の地位を確認し、その上で、本件ニューカレドニア暴動が発生するまでの経緯、そして、本件ニューカレドニア暴動に基づく1955年緊急事態法の適用及び非常事態法理の適用につきそれぞれ見ていく。

第1節 ニューカレドニアの憲法上の地位

第1款 憲法「第12章 地方公共団体」における規定

憲法は、「第12章 地方公共団体」を置き、その中において、第72-3条で海外公共団体、第72-4条で海外公共団体の制度変更、第73条で海外県・海外州に対する適応措置、第74条で海外公共団体の特別な地位、第74-1条で本土の法律の拡張適用につき、それぞれ規定されている。海外領土に関する一般規定である第72-3条は以下の通り規定する（下線引用者）。

第72-3条 共和国は、自由、平等、博愛という共通の理想の下に、フランス人民の中に海外住民が存在することを承認する。

- ② グアドゥループ、ギアナ、マルティニック、レユニオン、マイヨット、サン・バルテルミー、サン・マルタン、サンピエール・エ・ミクロン、ワリス＝フツナ諸島、仏領ポリネシアについては、海外県・海外州、第73条最終項により創設される地方

公共団体に関する第53条の規定、さらに、他の地方公共団体に関する第74条の規定が適用される。

- ③ ニューカレドニアの地位は、第13編により規律する。
- ④ フランス領である南極周辺諸島及び南極大陸の法制度と特別の組織は、法律により定める。

また、本土の法律の拡張適用に関して定める憲法第74-1条は以下の通り規定する（下線引用者）。

第74-1条 内閣は、第74条に定める海外公共団体及びニューカレドニアにおいて、国の権限に留まる事項に関し、必要な調整を行った上で、本土に適用される法律の性格を有する規定をオルドナンスにより拡張して適用すること、又は、当該地方公共団体の特別機関に適用される法律の性格を有する規定を適合させることができる。ただし、法律が、当該規定について、明示的に本手続の利用を排除した場合は除く。

- ② 前項のオルドナンスは、関係議決機関及び国务院の意見を聴いた後に、閣議で定められる。このオルドナンスは公布後直ちに発行し、公布後18日以内に国会の承認がなければ失効する。

第2款 憲法「第13章 ニューカレドニアに関する経過規定」の内容

フランスの海外領土の中でも特別の地位にあるニューカレドニアは、前述の憲法第12章の第74-1条の定める本土の法律の適用に関する規定を

除けば、以下の「第 13 章 ニューカレドニアに関する経過規定」における第 76 条の定めるヌメア協定に関する住民投票及び第 77 条の定める組織法律実施規定により、その詳細が定められている（下線引用者）。

第 13 章 ニューカレドニアに関する経過規定

第 76 条 ニューカレドニアの住民は、1998 年 5 月 5 日にヌメアで締結され、同年 5 月 27 日にフランス共和国官報で公布された協定の諸規定に関して意見を表明するために、1998 年 12 月 31 日以前に招集される。

- ② 1988 年 11 月 9 日法律第 1028 号第 2 条に定める要件を満たす者は、投票への参加が認められる。
- ③ 投票の実施に必要な措置は、閣議によって審議決定された後、国务院の議を経たデクレによって決定される。

第 77 条 第 76 条が定める投票による協定の承認後、ニューカレドニア議決機関の意見を聴いた後に施行される組織法律が、当該協定で定められた方針を尊重してニューカレドニアの発展を保障するために、かつ、実施に必要な方式に従って、以下の点につき規定する。

- ・ニューカレドニアの諸機関に対して最終的に委譲される国家の権限、この委譲の期間と方式、さらにそこから帰結される諸費用の分配。
- ・ニューカレドニアの諸機関の組織と作用に関する諸準則、特に

一定の種類の新カレドニアの議決機関の文書が公布前に憲法院の審査に供される要件。

- ・市民資格、選挙制度、雇用及び慣習上の身分に関する諸準則。
- ・ニューカレドニアの当該住民が、完全な主権の取得について意見を表明するために招集される要件及び期間。

- ② 第 76 条で定める協定を実施するために必要なその他の措置は、法律により定める。
- ③ ニューカレドニア及びその州の議決機関の議員を選出するための選挙人団を定めるに際しては、第 76 条で定める協定並びにニューカレドニアに関する 1999 年 3 月 19 日組織法律第 209 号第 188 条及び第 189 条が定める選挙人名簿が、第 76 条所定の投票の際に作成される選挙人名簿となり、参加が認められない人物も含まれる。

第 3 款 憲法第 77 条第 3 項に基づく組織法律の規定

憲法第 77 条第 3 項で言及される「ニューカレドニアに関する 1999 年 3 月 19 日組織法律第 209 号⁽⁶⁶⁾」は、ニューカレドニアの自治に関する詳細が定められている。本件ニューカレドニア暴動との関係で特に重要な条文は、以下の「第 5 編 合同議会及び州議会の選挙」の条文である（下線引用者）。

第 5 編 合同議会及び州議会の選挙 第 1 章 州議会の構成及び任期

⁽⁶⁶⁾ Loi n° 99-209 organique du 19 mars 1999 relative à la Nouvelle-Calédonie.

2024 年 5 月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

第 185 条 ロワイヨテ諸島州議会は合同議会議員 7 名を含む議員 14 名で構成され、北州議会は合同議会議員 15 名を含む議員 22 名で構成され、南州議会は合同議会議員 32 名を含む議員 40 名で構成される。

- ② 州議会は、各任期終了の 1 年前までに、議員の 5 分の 3 以上の多数による決議によって、次の任期について、合同議会に籍を置く当該州議会議員の数を減らすことができる。

第 186 条 合同議会及び州議会の議員は 5 年の任期で選出される。各州議会は、総選挙により更新される。解散の場合、新しい州議会は解散した州議会の任期を引き継ぐ。その他の場合、州議会の議員の任期は、新たに選出された州議会の最初の会合の日に終了する。

第 187 条 州議会選挙は、退任議員の任期満了後 1 ヶ月以内に行われる。

- ② 1 つの選挙区内での選挙活動の解散又は全面的中止の場合は、2 ヶ月以内に選挙を行わなければならない。
- ③ 選挙人は、政府への諮問の後、デクレにより招集される。デクレは、投票日の 4 週間前までにニューカレドニア官報に掲載される。
- ④ ただし、第 193 条第 3 項に規定された要件で予備選挙が行われる場合、招集は、政府への諮問の後、高等弁務官アレテによって行われる。アレテは、投票日の少なくとも 4 週間前にニューカレドニア官報に掲載される。

第 2 章 選挙人団及び選挙人名簿

第 188 条

I 合同議会及び州議会は、以下のいずれかの条件を満たす有権者から構成される選挙人団によって選出される。

- a 1998 年 11 月 8 日協議のために作成されたニューカレドニアの選挙人名簿に登録されるための要件を満たすこと。
- b 附属表に登録され、合同議会及び州議会の選挙日にニューカレドニアに 10 年間居住していること。
- c 1998 年 10 月 31 日以降に成年に達していたこと、かつ、1998 年にニューカレドニアに 10 年間居住していたこと、両親のどちらかが 1998 年 11 月 8 日の投票の選挙人としての要件を満たしていたこと、又は、両親のどちらかが附属表に登録され、選挙日にニューカレドニアに 10 年間居住していたこと。

II 以前ニューカレドニアに居住していた者が、ニューカレドニア国外で国家奉仕を実施するために、就学若しくは訓練を遂行するために、又は、家族的、職業的若しくは医療的理由で過ごした期間は、居住条件を評価するために考慮される期間を中断することはない。

第 189 条

I 第 188 条に定める条件を満たす有権者は、合同議会及び州議会の選挙のための特別選挙人名簿に記載される。この名簿は、有効な選挙人名簿及び投票に参加する資格を有しない有権者の附属表に基づいて作成される。

II 特別管理委員会は、各投票所にお

いて、特別選挙人名簿及び投票に参加できない有権者の附属表を作成する責任を負う。特別管理委員会は以下の構成員で構成される。

- 一 司法裁判所系列の裁判官で、破毀院の第一長官によって任命された者が委員長を務める。
- 二 高等弁務官によって任命された行政代表者。
- 三 市町村長又はその代理人。
- 四 ニューカレドニア政府の意見を聴いた後、高等弁務官によって任命された市町村の選挙人2名。
- 五 その経歴、役割及び任命方法が、ニューカレドニア政府及び合同議会に意見を聴いた後に定めるデクレにより規定される、投票権のない独立した有資格者。

- ② 管理委員会で賛否同数の場合、委員長が決定票を持つ。
- ③ 委員長は、公認慣行に従って任命された、市町村に居住し選挙権を有する1人又は複数の慣習代表者に相談することができる。
- ④ 特別管理委員会の委員長は、司法警察のあらゆる官吏又は職員によって、有用な調査を実施し又は実施させる権限を有する。

III 委員会は、第188条に定める要件を満たす選挙人を、その要請に応じて特別選挙人名簿に記載する。このような者は、これらの要件を満たしていることを証明するすべての証拠を提出しなければならない。

- ② また、選挙人名簿の閉鎖日までに18歳に達した者で、同様の要件を満たす者も、自動的に特別選挙人名簿に登録する。そのために、選挙法典第17-1条に記載

された情報を受け取る。

- ③ 選挙人名簿から名前が削除された有権者、登録を拒否された有権者又は登録に異議があるとされた有権者は、その旨を無料で通知され、また、その所見を提出する機会が与えられる。

IV 特別選挙人名簿と附属表は恒久的なものである。

- ② 特別選挙人名簿及び附属表は毎年改訂される。
- ③ 選挙は、名簿が閉鎖された後、1年を通じて、改訂された名簿に基づいて実施される。
- ④ 5月に通常の任期で開催される合同議会選挙及び州議会選挙を実施する前の特別選挙人名簿の改訂期間中、特別選挙人名簿の最終閉鎖から投票日までの間に年齢条件を満たす者には、選挙法典第11-1条の規定が適用される。
- ⑤ 合同議会及び州議会の選挙が5月以降に実施される場合、名簿の最終確定閉鎖から選挙日までの間に年齢要件を満たした者は、法律で規定されたその他の条件を満たすことを条件に、実際の居住地の選挙人名簿に自動的に記載される。
- ⑥ 前項の規定が適用された場合、それに応じて補充された選挙人名簿は、選挙日に効力を生じる。
- ⑦ 選挙法典第30条に記載された者に加え、1年の間に第188条Iのb及びcに規定された条件を満たした者は、改定期間外に特別選挙人名簿に記載することができる。本項の適用により提出された登録申請書は、必要な添付書類とともに役場に提出され、第

一審裁判所に不服申立てがなされない限り、決定を下す本条 II で定める管理委員会に回付される。

- ⑧ 本条に定める特別選挙人名簿の訂正は、本条 II で定める管理委員会による訂正期間の終了にかかわらず、遅滞なく行われる。これらの訂正は第一審裁判所において争うことができ、第一審裁判所は選挙法典第 25 条の規定に従って判決を下す。

V 特別選挙人名簿及び附属表は、毎年 4 月 30 日までに、解散又は補欠選挙の場合は投票日の 10 日前までに、更新されなければならない。

VI 選挙法典第 1 編第 2 章の規定は、第 11 条から第 16 条まで、第 17 条の第 2 項から最終項まで、第 17-1 条、第 23 条、第 37 条及び第 40 条を除き、本条 I で定める特別選挙人名簿の作成に適用される。

- ② これらの規定の適用については、以下の用語を次のように読み替えるものとする。

一 「知事」の代わりに「高等弁務官」。

二 「副知事」の代わりに「行政区画の長」。

三 「大審裁判所」の代わりに「第一審裁判所」。

VII 領土統計経済研究所は、大統領、国民議会議員、市町村議会議員、欧州議会議員の選挙及び国民投票のためにニューカレドニアの選挙人名簿に登録された有権者の一般登録簿を保管する。この一般登録簿には、合同議会及び州議会の選挙に使用される特別

選挙人名簿に登録された有権者も含まれる。

- ② これらの権限の行使については、国家を代表して領土統計経済研究所が行動し、共和国高等弁務官の権限下に置かれる。
- ③ 国とニューカレドニアとの間の協定は、情報技術、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 17 号が定める要件に従い、本条を適用するための要件を定める。

最も重要な条文は、下線の通り、当該組織法律第 188 条の定める選挙人団である。第 188 条の定める選挙人団については、明らかに、ニューカレドニアの現地人であるカナック人が想定されており、フランス本国から移住してきたフランス本国人は排除されていた。これは、ニューカレドニアの現地人であるカナック人による自治を尊重するためである。

第 2 節 本件ニューカレドニア暴動の経緯

第 1 款 「ニューカレドニアの合同議会及び州議会の選挙のための選挙人団の修正に関する政府提出憲法改正法律案」の両院での可決

上記のように、ニューカレドニアの自治は、憲法上も組織法律上も保護されてきたが、2024 年に事態は急変することとなる。すなわち、2024 年 1 月 29 日、フランス政府は、「ニューカレドニアの合同議会及び州議会の選挙のための選挙人団の修正に

関する政府提出憲法改正法律案⁽⁶⁷⁾」を元老院理事部に提出 (Texte n° 291) した。そして、当該政府提出憲法改正法律案は、2024 年 4 月 2 日、元老院本会議にて修正の上で可決 (Texte n° 102) され、次いで、2024 年 5 月 14 日、国民議会本会議にて修正されることなく可決 (Texte n° 298) された。したがって、当該政府提出憲法改正法律案は、憲法第 89 条に基づき、両院合同会議に付されるのを待つものの状態であった⁽⁶⁸⁾。両院で同一の文言で可決された当該政府提出法律案の内容は以下の通りであった (下線引用者)。

第 1 条

- I 憲法第 77 条の最終項を削除する。
- II 以下の第 77-1 条を憲法第 13 章に加える。

「第 77-1 条 ニューカレドニア合同議会の意見を聴いた後に定められる組織法律により規定される要件の下、合同議会及び州議会の選挙人団は、ニューカレドニアの一般選挙人名簿に登録され、ニューカレドニアで生まれ又は少なくとも 10 年間ニューカレドニアに居住している選挙人に限定される。」

III 憲法第 46 条の規定にかかわらず、当該憲法改正法律の公布後、合同議会及び州議会の最初の総選挙のための選挙を組織するために必要な以下の措置は、ニューカレドニア合同議会の意見を聴いた後に、憲法第 45 条で規定された要件の下、2024 年 10 月 1 日までに可決された組織法律によって決定される。

一 憲法第 77-1 条で定める 10 年間の居住期間を中断しない、ニューカレドニア領土からの不在理由の決定。

二 選挙人名簿の補完的修正が、選挙に先立ち、投票日の 10 日前までに行われる態様。

三 憲法第 77-1 条で定める要件を満たす有権者が自動的に選挙人名簿に登録される可能性、及びこの自動登録の態様。

IV 1998 年 5 月 5 日にヌメアで調印された協定に規定された協議の枠内で、ニューカレドニア全市民の運命共同体を確保することを目的としたニューカレドニアの政治的及び制度的発展に関する協定が交渉された場合、憲法第 77-1 条に記載されたニューカ

⁽⁶⁷⁾ Projet de loi constitutionnelle portant modification du corps électoral pour les élections au congrès et aux assemblées de province de la Nouvelle-Calédonie. なお、政府提出憲法改正法律案も、憲法第 39 条第 2 項により、国務院への諮問に付される。当該政府提出憲法改正法律案に対する国務院の意見として、以下を参照。CE, avis, ass., 7 décembre 2023, n° 407713.

⁽⁶⁸⁾ 憲法第 89 条第 2 項及び第 3 項によれば、政府提出憲法改正案が両院で同一の文言で可決された後、政府は、政府提出憲法改正案を国民投票にかけるか、あるいは、両院合同会議に付託するか、二者択一の方法を選択できる。これまでフランスで憲法第 89 条に基づいて憲法改正が行われたのは、すべて政府提出憲法改正案によるものであり、かつ、2000 年憲法改正による大統領の任期短縮を除いて、両院合同会議による 5 分の 3 の賛成によって承認されたものである。当該政府提出憲法改正法律案も、両院合同会議に付される予定であった。フランスの憲法改正について、参照、奥村公輔「フランスの国民投票運動におけるインターネット利用の規制」レファレンス 852 号 (2021 年) 31-41 頁。なお、人工妊娠中絶の権利を憲法第 34 条の法律事項に挿入する直近の 2024 年 3 月 23 日憲法改正も、以下の政府提出憲法改正法律案によっている。Projet de loi constitutionnelle relatif à la liberté de recourir à l'interruption volontaire de grossesse, n° 1983.

レドニアの合同議会及び州議会の選挙における選挙人名簿への登録基準は、組織法律により変更することができる。

第2条 第1条は2024年7月1日に発効する。ただし、首相がこの目的のために付託された国会の両院の議長が、ニューカレドニアの全市民に共通の運命を保障することを目的としたニューカレドニアの政治的及び制度的発展に関する協定が、1998年5月5日にヌメアで調印された協定に規定された協議の枠内で交渉され、遅くとも、この協定のパートナー間で、この憲法改正法律が公布された後、最初の合同議会及び州議会の総選挙のための選挙日の10日前までに締結されたことを確認した場合は、第1条は、発効せず、場合によっては無効となる。両院の議長は、付託から8日以内に意見を述べなければならない。内閣は、この協定の実施に必要な憲法上、組織法律上及び法律上の措置の採択を可能にするため、この憲法改正法律の公布後、合同議会及び州議会の最初の総選挙を延期することを目的とした組織法律案を閣議に提出する。閣議によるこの組織法律案の採択は、場合によっては、当該投票のための選挙人を招集するデクレの延期を伴う。

② 憲法第46条にかかわらず、前項の組織法律は憲法第45条で定め

る要件の下で投票される。合同議会及び州議会の議員の任期満了は、新たに選出された諸議会の最初の会合まで延期される。

当該政府提出憲法改正法律案は、下線で強調したように、ニューカレドニアの選挙人団の拡大、すなわち、従来の選挙人団である現地人のカナック人だけでなく、一定の要件を満たしたフランス本国から移住してきたフランス本国人又はその子孫をもニューカレドニアの選挙人団に加えることを目的とするものであった。

第2款 「ニューカレドニアの合同議会及び州議会の議員総選挙の延期に関する2024年4月15日組織法律第343号」の制定

また、当該憲法改正法律案の成立を前提として、政府は「ニューカレドニアの合同議会及び州議会の議員総選挙の延期に関する組織法律案」⁽⁶⁹⁾を提出し、両院は「ニューカレドニアの合同議会及び州議会の議員総選挙の延期に関する2024年4月15日組織法律第343号」⁽⁷⁰⁾を可決し、当該組織法律は既に制定されていた。当該組織法律の内容は以下の通りである（下線引用者）。

第1条 ニューカレドニアに関する1999年3月19日組織法律第209号第187条第1項にかかわらず、合同議会及び州議会の議員の次

⁽⁶⁹⁾ Projet de loi organique portant report du renouvellement général des membres du congrès et des assemblées de province de la Nouvelle-Calédonie.

⁽⁷⁰⁾ Loi organique n° 2024-343 du 15 avril 2024 portant report du renouvellement général des membres du congrès et des assemblées de province de la Nouvelle Calédonie.

2024年5月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

回選挙は、2024 年 12 月 15 日までに行われるものとする。同組織法律第 189 条に記載された特別選挙人名簿及び附属表は、投票日の 10 日前までに更新されなければならない。

- ② 合同議会及び州議会の議員の現在の任期は、新たに選出された議会の初会合の日に終了する。

第 2 条 本組織法律は、フランス共和国官報に掲載された翌日から施行される。

- ② 本組織法律は、国の法律として執行される。

当該組織法律は、選挙人団を一定の要件を満たしたフランス本国人又はその子孫にまで拡大する前記政府提出憲法改正法律案の成立を前提にして、下線で強調したように、ニューカレドニアの合同議会及び州議会の次の選挙を 2024 年 12 月 15 までに実施することを規定していたのである。

第 3 款 憲法改正法律案の両院での可決への不満に基づく暴動

こうして、ニューカレドニアの選挙権を拡大するための当該政府提出憲法改正法律案はフランス本国の両院合同会議に付されるのを受けて、ニューカレドニアの独立派を中心として、ニューカレドニア全土において激しい暴動が起きた。

第 3 節 本件ニューカレドニア暴動に基づく緊急事態法

の適用と非常事態法理の適用

第 1 款 1955 年緊急事態法の適用による行政措置とその行政裁判的統制

ニューカレドニア全土において激しい暴動が起きたため、フランス政府は、2024 年 5 月 15 日、1955 年緊急事態法第 1 条及び第 2 条に基づき、2024 年 5 月 15 日デクレ①を発令し、当該デクレ①第 1 条により、ニューカレドニア全土に緊急事態宣言を発出した。

同日に発令された 2024 年 5 月 15 日デクレ②第 1 条は、1955 年緊急事態法の定める 3 つの措置、すなわち、第 6 条の定める居所指定、第 8 条の定める施設等一時的閉鎖、第 11 条 I の定める行政家宅捜索の 3 つの措置を適用できることを明示的に規定しているが、これら 3 つの措置に限ることなく、政府は、ニューカレドニア全土で、1955 年緊急事態法の定めるすべての措置を採ることができた⁽⁷¹⁾。

ただし、1955 年緊急事態法は、その措置をとることのできる主体を明確に区別している。例えば、第 5 条の定める往来の禁止は県知事により、第 6 条の定める居所指定は内務大臣により、第 6-1 条の定める結社の解散は閣議を経たデクレにより、第 8 条の定める施設等一時的閉鎖はその管轄に応じて内務大臣又は県知事により、第 11 条 I の定める行政家宅捜査はその管轄に応じて内務大臣又は県知事により、第 11 条 II の定める公共通信機関の遮断措置は内務大臣により、

⁽⁷¹⁾ 1955 年緊急事態法第 6 条の定める居所指定に関して、例えば、ニューカレドニアの独立派団体である CCAT (Cellule de coordination des actions de terrain) のリーダーに課せられた。

2024 年 5 月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

それぞれ実施される。この点、ニューカレドニアは、既に見たように、憲法上特別の地位を有しており、県知事は置かれておらず、県知事の権限はニューカレドニア高等弁務官によって行使される。したがって、ニューカレドニアにおいては、第5条の往来の禁止を実施するのは高等弁務官であり、高等弁務官によって発出された実施命令によって、午後6時から午前6時までの間、公道及び公共の場でのすべての移動が禁止された⁽⁷²⁾。

こうして、1955年緊急事態法をニューカレドニア全土に適用することによって暴動が沈静化したため、1955年緊急事態法第2条第3項に基づき、当該緊急事態は12日間で効力を失った。

本緊急事態下でとられた措置は、行政裁判法典L第条の定める急速審理及び行政裁判法典の定める越権訴訟の対象となるが、その請求が認められることはほとんどなく、また、違法性が求められても、実質的には、提訴者に対する金銭賠償による救済しか認められない⁽⁷³⁾。

第2款 非常事態法理の適用による TikTok の一時的

遮断措置と急速審理

他方、2024年5月15日デクレ①及び②により緊急事態が発令される前日の5月14日、国务院の判例法理である非常事態法理⁽⁷⁴⁾を根拠にして^{(75)・(76)}、首相は、暴動を煽る内容がはびこっていたソーシャルネットワーク「TikTok」へのアクセスを一時的に遮断する措置を決定した。すなわち、2024年5月13日から14日にかけての夜、ニューカレドニアは反乱の危機に陥り、フランス政府は秩序回復のためにさまざまな措置を講じ、首相は、暴動参加者が主に利用している通信手段であり、憎悪や暴力を煽るメッセージが流布している疑いのあるソーシャルネットワーク「TikTok」へのニューカレドニアの現地人のアクセスを一時的に遮断することを決定したのである。

この非常事態法理を根拠とした首相の決定による措置は、フランスではこれまで前例のないものであった。この首相の決定に対して、①「TikTok」へのアクセスが一時的に遮断されている段階及び②「TikTok」へのアクセスの一時的遮断の解除が発表された段階の双方において、行政裁判法典L第521-2条に基づき、

⁽⁷²⁾ Christian Vallar, « Etat d'urgence en Nouvelle Calédonie : les contours d'un droit d'exception », 23 mai 2024, Le Club des juristes, <<https://www.leclubdesjuristes.com/politique/etat-durgence-en-nouvelle-caledonie-les-contours-dun-droit-dexception-6044/>>.

⁽⁷³⁾ 緊急事態の下で取られた措置に対する行政裁判的統制の意義につき、参照、奥村・前掲注6)43-46頁。

⁽⁷⁴⁾ 判例法上の例外レジームである「非常事態法理」については、以下の2つの文献により詳細な検討がなされているため、本稿では立ち入って検討しない。長谷部恭男「非常事態の法理に関する覚書」宇賀克也ほか編『現代行政法の構造と展開』（有斐閣、2016年）901-915頁、小島慎司「非常事態の法理」論究ジュリスト21号（2017年）13-20頁。「非常事態法理」につき、詳しくは、この2つの文献を参照されたい。

⁽⁷⁵⁾ Vallar, *supra* note 72).

⁽⁷⁶⁾ 以下のフランス政府の公式HP (Vie-publique) も参照。« État d'urgence en Nouvelle-Calédonie : quelles sont les mesures ? », 23 mai 2024, <<https://www.vie-publique.fr/en-bref/294146-etat-durgence-en-nouvelle-caledonie-queelles-sont-les-mesures>>.

2024年5月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

様々な団体及び個人の提訴によって、それぞれ急速審理が申し立てられた。

①2024年5月23日国務院急速審理
裁判官決定第494320号⁽⁷⁷⁾

第一に、①について、国務院の急速審理裁判官は、以下の決定理由において、緊急性を欠くとして、遮断措置の停止を求める提訴者の請求を棄却した⁽⁷⁸⁾（下線引用者）。

「1. 審理によると、5月13日以降、ニューカレドニアでは、非常に深刻な治安問題と武装集団による非常に激しい衝突が発生しており、その結果、公共施設、インフラ、企業が攻撃され、破壊されている。交通機関や公共サービスは麻痺し、食糧供給も脅かされている。民家も攻撃され、放火されている。これまでに6人が死亡し、170人以上が負傷した。公共秩序と治安に対する攻撃の深刻さに鑑み、大統領は2024年5月15日デクレにより、1955年4月3日緊急事態法に基づき、ニューカレドニアに緊急事態を宣言した。前日の2024年5月14日、ニューカレドニアの住民に対してソーシャルネットワーク「TikTok」へのアクセスを遮断する決定が下された。「La Quadrature du net」協会、人権同盟及びD氏は、行政裁判法典L第521-2条に基づき、この決定を停止し、ソーシャルネットワーク「TikTok」の再開を命じるよう、国務院の急速審理裁判官に要請している。ニューカレドニア行政裁判所所長は、人権同盟によりニューカレドニア行政裁判所に提出され

た同様の要請を、決定により国務院に移送した。これらの要請は、同じ決定によって統合され、裁定されるべきである。

・関与について

2. その法定の目的及び訴訟の性質に鑑み、「Mouvement Kanak」協会は、人権同盟が第494328号の下で提出した要請を支持するために参加する十分な利益を有する。したがって、「Mouvement Kanak」協会の関与は認められる。

・適用手続について

3. 行政裁判法典L第521-2条の文言によれば、「問題の緊急性によって正当化される旨の要請を受理した場合、急速審理裁判官は、公法に準拠する法人又は公共サービスの管理を委託された私法に準拠する機関が、その権限の行使において重大かつ明白に違法に侵害した基本的自由を保護するために必要なあらゆる措置を命じることができる。急速審理裁判官は、48時間以内に裁定しなければならない」。

4. 憲法院に関する組織法律についての1958年11月7日オルドナンス第23-5条の文言によれば、「ある立法規定が憲法により保障される権利及び自由を侵害することを理由とする申立ては……国務院……での審理の際に、提起することができる」。この同条の規定から、合憲性優先問題は、争点となる規定が紛争又は手続に適用可能であること、状況が変化していない限り憲法院の判決の根拠及び効力部分において憲法に適合す

⁽⁷⁷⁾ CE, Juge des référés, 23 mai 2024, n° 494320.

⁽⁷⁸⁾ 急速審理の提起に至るまでの経緯につき、以下の文献を参照。Sabrina Lavric, « Blocage temporaire du réseau social TikTok en Nouvelle-Calédonie », *La Semaine Juridique : Edition Générale*, n° 49, 9 décembre 2024, p. 2047.

ると宣言されていないこと、そして新規又は重大な性質のものであることの3つの要件に基づいて、憲法院に付託される。本オールドナンス第23-3条は、合憲性優先問題が付託された裁判所は、「必要な仮の措置又は保全措置をとることができる」と規定し、「法律又は命令が、一定の期間内又は緊急に裁定することを認めている場合には、合憲性優先問題の決定を待つことなく」判決を下すことができることを定めている。

5. これらの規定の組み合わせから、行政裁判法典L第521-2条に基づき、第1審の行政裁判官に対して合憲性優先問題を提起することができる。しかし、急速審理裁判官は、行政裁判所の非管轄、不受理、緊急性欠如を理由に提出された要請を却下する場合、このようにして提起された合憲性優先問題を移送しないことを決定することができる。

・急速審理の要請と合憲性優先問題について

6. 行政裁判法典L第521-2条に基づく急速審理裁判官の介入は、一方では裁判官の介入を可能な限り迅速に正当化する緊急状況、他方では基本的自由の重大かつ明白に違法な侵害の存在という2つの要件が満たされることに従属する。

7. 緊急性の要件に関しては、行政裁判法典L第521-2条に基づいて基本的自由を保護するために必要な措置を命ずるよう行政裁判所に請求する者は、同条に基づいて命ずることができる種類の措置から極めて迅速に利益を得る必要性を特徴づける特別な事情を正当化することができる。提訴者が提出した情報及び事案のすべての状況に照らして、提訴者の状

況及び提訴者が擁護しようとする利益並びに行政が講じた措置の実施に付随する公共の利益を考慮し、本条が要求する特別の緊急性という要件が満たされているかどうかを評価するのは、急速審理裁判官である。

8. 判決理由1で述べたように、5月13日以降、ニューカレドニアでは非常に深刻な治安問題が発生しており、1で述べたような行為に関連するソーシャルネットワークの利用が原因で、当該措置が採られたことは審理から明らかである。

9. 審理から明らかなように、提訴者らは、行政裁判法典L第521-2条に基づいて急速審理裁判官が介入する緊急性を特徴づけることが可能な証拠を提出しておらず、争われている決定によって表現の自由、通信の自由、オンライン通信サービスへのアクセスの自由、報道の自由及び思想・意見の流れの表現の多元性への自由が侵害されたことは、その重大性に鑑みて、それ自体が緊急状況を構成すると主張しているにすぎない。しかし、判決理由7で指摘したように、基本的自由の侵害だけでは緊急状況を構成するには不十分である。確かに、提訴者は、聴聞において、争われた決定によるこれらの基本的自由の侵害の重大性に鑑み、またその性質を考慮すれば、急速審理裁判官は緊急性の推定を受け入れるべきであると主張した。しかし、審理から明らかなように、争われている決定は、ニューカレドニア領域における単一のソーシャルネットワークの遮断に関するものであり、他のすべてのソーシャルネットワーク及び通信手段、報道、テレビ、ラジオは何ら影響を受けていないこと、また、この遮断

措置は非常に迅速に終了しなければならず、政府は、最後の書面提出において、この措置を正当化する騒乱が止み次第、直ちにこの措置を解除することを約束した。したがって、緊急性という条件が満たされていることを正当化する提訴者側の不手際、この措置の限定的かつ一時的な性質、公共の安全と平穩の回復という公益を考慮すると、政府がソーシャルネットワークの遮断が緊張の緩和に役立っていると援用しているため、緊急性という要件が満たされているとは見なすことはできない。

10. 以上のことから、ニューカレドニア領域におけるソーシャルネットワーク「TikTok」の遮断措置の停止とその運用の即時再開を許可するよう首相に命じることを求める提訴者らの要請は、審理の現状から、緊急性を欠くという理由でのみ棄却されるしかない。したがって、いずれにせよ、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 11 条 II の規定が憲法に適合しているかどうかを憲法院に付託するために、その新規性又は重大性について裁定する必要はない。

11. 行政裁判法典 L 第 761-1 条の規定は、本手続の敗訴当事者でない国に賠償責任を負わせることを妨げる。」

本決定において、この遮断措置は、武装集団による深刻な治安の混乱と非常に激しい衝突、すなわち公共の建物、インフラ、商業施設、民家へ

の攻撃や破壊行為が発生した状況の中で取られたものであることが指摘され、また、この首相の決定は単一のソーシャルネットワークの遮断に関するものであり、他のすべてのメディアは引き続きアクセス可能であったことが考慮された。そして結局、本決定は、提訴者による正当化の欠如、措置の限定的かつ一時的な性質並びに公共の安全及び平穩の回復に伴う公共の利益を考慮し、緊急性の要件は満たされていないと結論づけたのである^{(79)・(80)}。

この首相の決定に基づく TikTok の一時的遮断措置は 5 月 29 日に解除されたのであり、15 日間続いたことになる。この措置については、VPN を利用することで TikTok へのアクセスが可能であったため、その有効性が疑問視されたが、他方、その適法性も学説によって問題視された。すなわち、表現の自由への干渉が正当化されるためには、法律で規定され、正当な目的を追求し、民主主義社会において必要であることが求められる（欧州人権条約第 10 条第 2 項）が、本件では、この措置は正当かつ必要であるように見えるものの、その適法性は非常に脆弱である。というのも、この遮断措置は、危機的状況において公的機関が通常の管轄権、形式、実質に関する規則から解放されることを認める、非常に古い判例法上の非常事態の法理（例外状況の理

⁽⁷⁹⁾ Lavric, *supra* note 78)p. 2047.

⁽⁸⁰⁾ 本判決の簡潔な紹介として、以下の 2 つの文献を参照。Cabinet Racine, « Le Conseil d'État ne suspend pas le blocage de TikTok en Nouvelle-Calédonie », *Communication Commerce électronique*, n° 7-8, Juillet-août 2024, p. 1 ; Jean-Christophe Videlin, « Chronique de droit public des affaires », *La Semaine Juridique : Edition Administrations et Collectivités territoriales*, n° 26. 30 juin 2025, p. 19.

2024 年 5 月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

論)⁽⁸¹⁾に基づいているからである⁽⁸²⁾。

なお、1955年緊急事態第11条IIは、オンラインの公共通信サービスの停止をテロ行為の扇動及び擁護の場合に限定しているため、本件においては適用できなかったことに留意しなければならない⁽⁸³⁾。

②2024年5月29日国務院急速審理
裁判官決定第494357号⁽⁸⁴⁾

第二に、②について、国務院の急速審理裁判官は、以下の決定において、訴えの利益なしとして、TikTokの一時的遮断措置の停止を求める請求を棄却した（下線引用者）。

「1. 審理によると、5月13日以降、ニューカレドニアでは、非常に深刻な治安問題と武装集団による非常に激しい衝突が発生しており、その結果、公共施設、インフラ、企業が攻撃され、破壊されている。交通機関や公共サービスは麻痺し、食糧供給も脅かされている。民家も攻撃され、放火されている。これまでに6人が死亡し、170人以上が負傷した。公共秩序と治安に対する攻撃の深刻さを考慮し、大統領は2024年5月15日デクレにより、1955年4月3日緊急事態法に基づき、ニューカレドニアに緊急事態を宣言した。前日の2024年5月14日、ニューカレドニアの住民に対してソーシャルネットワーク「TikTok」へのアクセスを遮断する決定が下された。「Mouvement Kanak」協会は、行政裁判法典L第521-2条に基づき、国務院の急速審理

裁判官に対し、この決定を停止し、「TikTok」ソーシャルネットワークの再開を命じるよう要請している。

2. 行政裁判法典L第521-2条の文言によれば、「問題の緊急性によって正当化される旨の要請を受理した場合、急速審理裁判官は、公法に準拠する法人又は公共サービスの管理を委託された私法に準拠する機関が、その権限の行使において重大かつ明白に違法に侵害した基本的自由を保護するために必要なあらゆる措置を命じることができる。急速審理裁判官は、48時間以内に裁定しなければならない」。同法典L第522-3条に基づき、緊急性の要件を満たさない場合、又は、要請に鑑み、要請が行政裁判所の管轄に属しないこと、要請が不受理とされるべきこと、若しくは申請が根拠のないものであることが明らかな場合、急速審理裁判官は理由付命令により、審理又は聴聞を行わずに要請を棄却することができる。また、提訴者が手続の途中で目的を失った場合も同様である。

3. 「Mouvement Kanak」協会が、行政裁判法典L第521-2条に基づき、国務院の急速審理裁判官に対し、ニューカレドニア領域におけるソーシャルネットワーク「TikTok」の遮断決定を一時的に停止し、同ネットワークの再開を命じるよう要請した後、ニューカレドニア高等弁務官は、2024年5月29日コミュニケにおいて、ニューカレドニアにおけるソーシャルネットワーク「TikTok」の禁止を

⁽⁸¹⁾ CE, 28 juin 1918, n° 63412, *Heyriès*.

⁽⁸²⁾ Lavric, *supra* note 78)p. 2047.

⁽⁸³⁾ Lavric, *supra* note 78)p. 2047. なお、後述の2025年4月1日国務院総会判決第494511号以降に公刊された、以下の文献も参照。Lucie Cluzel-Métayer, « Droit et Intelligence artificielle », *La Semaine Juridique : Edition Générale*, n° 27, 7 juillet 2025, pp. 1244-1245.

⁽⁸⁴⁾ CE, Juge des référés, 29 mai 2024, n° 494357.

解除することを発表した。このような状況において、提訴者の要請はその目的を失ったと見なされなければならない。したがって、もはや裁定する必要はない。

4. 本件の状況において、行政裁判法典 L 第 761-1 条の規定に基づいて、国に賠償責任を負わせる理由はない。」

本判決は、行政裁判法典 L 第 522-3 条を根拠に、訴訟の途中で目的を失った場合には請求を棄却できることを前提に、2024 年 5 月 29 日の高等弁務官の TikTok の一時的遮断の解除が発表されたことを受け、もはや請求に訴えの利益がないとして請求を棄却したのである。

第 3 款 非常事態法理の適用による TikTok の一時的遮断措置と本案訴訟

上記のように、非常事態法理の適用による TikiTok の一時的遮断措置は、急速審理において原告らは敗訴したが、他方、一時的遮断措置の取消しを求める本案訴訟（越権訴訟）をも提起した。

①2024 年 9 月 24 日国務院第 10・第 9 合同部会判決第 494511 号⁽⁸⁵⁾

第一に、原告の一部は、①合憲性優先問題を提起していたが、国務院は、以下の国務院合同部会判決において、憲法院への移送を認めなかった（下線引用者）。

「1. 人権同盟は、2024 年 5 月 15 日に発表された、ニューカレドニアに

おけるソーシャルネットワーク「Tiktok」へのアクセスを遮断するという首相の決定を、越権として取消しを求める。この異議を裏付ける別個の意見書において、人権同盟は、2015 年 11 月 20 日法律により改正された緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、その規定の有効性を強化する 2015 年 11 月 20 日法律による改正後の、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 11 条 II が、憲法が保障する権利及び自由を侵害すると主張する。

2. 憲法院に関する組織法律を定める 1958 年 11 月 7 日オルドナンス第 23-5 条第 1 項は、「法律規定が憲法によって保障された権利及び自由を侵害するとの主張は、.....国務院での審理の際に.....提起することができる」。同条の規定により、憲法院は、争点となっている規定が訴訟又は手続に適用可能であること、状況の変化の留保の下で憲法院判決の判決理由及び判決文において既に憲法に適合すると宣言されていないこと、及び問題が新規であること又は重大な性質を有することという 3 つの条件の下で、合憲性優先問題を付託される。

3. 緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 11 条 II は、「内務大臣は、テロ行為の実行を扇動又は擁護するオンラインの公共通信サービスを中断させるために、あらゆる措置を講じることができる」と規定する。

4. 2024 年 5 月 15 日に公表された決定により、首相は、この地域唯一の携帯電話事業者であるモビリスの運営を担当するニューカレドニア郵便

⁽⁸⁵⁾ CE, 10^e et 9^e chambres réunies, 24 septembre 2024, n° 494511.

2024 年 5 月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

通信公社に対し、ソーシャルネットワーク「TikTok」へのアクセスを遮断するよう要請した。この遮断は2024年5月29日まで継続された。首相の文書によれば、係争中の決定は、例外状況において首相が有する権限に基づき首相によりなされたのであり、緊急事態に関する1955年4月3日法律第11条II項の規定に基づき内務大臣によりなされたものではないことは明らかであるが、提訴者は、これらの規定が憲法により保障される権利及び自由の適合性について異議を唱える。したがって、これらの規定は、1958年11月7日オルドナンス第23-5条の意味及び適用において、本件紛争に適用されるものとは見なされない。

5. 以上のことから、提訴者が提起した合憲性優先問題を憲法院に付託する必要はない。」

本件越権訴訟は、判例法理である非常事態法理を適用した首相の決定によるTikTokの一時的遮断措置の取消しを求めるものである。すなわち、内務大臣がテロ行為の遂行を扇動又は擁護するオンライン通信サービスの停止を確保するためのあらゆる措置を講じることを認める1955年緊急事態法第11条IIは本件において適用されていないのであって、内務大臣の決定は存在せず、内務大臣の決定が越権訴訟の対象となっているのではない。そのため、本判決は、1955年緊急事態法第11条IIが本件紛争には適用されておらず、当該法律の合憲性優先問題を憲法院に付託できな

いとしたのである⁽⁸⁶⁾。

そもそも、非常事態法理を適用して取られた措置は、根拠となる法律が存在しないため、法律の合憲性優先問題を憲法院に移送することは不可能であり、その意味では、本件は憲法裁判的統制が不可能な事例であった。

②2025年4月1日国務院訴訟部総会判決第494511号⁽⁸⁷⁾

他方、②本件越権訴訟それ自体では、非常事態法理を適用しての首相の決定によるTikTokの一時的遮断措置は、以下の国務院訴訟部総会判決により違法とされた（下線引用者）。

「1. 事件記録によれば、2024年5月14日、首相は、例外状況の存在を理由として、ニューカレドニアにおけるオンライン公共通信サービス「TikTok」へのアクセスを遮断する決定を下した。この決定は、ニューカレドニア郵便通信局などが導入した技術的措置により、翌日から適用された。首相は2024年5月29日にこの措置を終了した。同時に、2024年5月15日の閣議決定により、同日20時（パリ時間）からニューカレドニア領土に緊急事態が宣言された。緊急事態に関する1955年4月3日法律第2条の規定に基づき、12日後に緊急事態は終了した。人権同盟、「La Quadrature du net」協会、C氏らは、オンライン公共通信サービス「TikTok」へのアクセス停止決定が権限の濫用であるとして、その取消しを請求している。これらの請求は、単一の決定をもって裁決するために

⁽⁸⁶⁾ Anne-Laure Cassard-Valembois, « Jurisprudence constitutionnelle », *La Semaine Juridique : Edition Générale*, n° 10, 10 mars 2025, p. 448.

⁽⁸⁷⁾ CE, Assemblée, 1^{er} avril 2025, n° 494511.

2024年5月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

併合すべきである。

・法的枠組みについて

2. 第一に、特に、行政機関の正常な機能を阻害し、国民の健康や必須サービスへのアクセスを直ちに脅かし、あるいは公共の秩序を著しく損なうような、特に深刻な状況における例外状況の発生は、行政当局が、緊急時に、現行の規範に従って行動することが不可能な場合、その決定の時点での支配的状況に照らしてそのような措置が不可欠である場合に限り、行政裁判官の完全な監督の下で、その時点の必要性に応じるためのあらゆる措置を講じることができる。

3. 一方、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 1 条によれば、「緊急事態は、公共の秩序に対する重大な侵害による差し迫った危険が生じた場合、又はその性質及び重大性から公共の災難とみなされる事象が発生した場合、本土、海外県、憲法第 74 条に規定される海外地域、およびニューカレドニアの全域または一部において宣言することができる」。同法律第 2 条によれば、「緊急事態は閣議を経たデクレにより宣言される。このデクレにより、緊急事態が効力を有する地域が定められる。／これらの地域内で、緊急事態が適用される区域は、デクレにより定められる。／ 12 日を超える緊急事態の延長は、法律によってのみ許可される。」最後に、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、その規定の有効性を強化する 2015 年 11 月 20 日法律による改正後の、1955 年 4 月 3 日法律第 11 条 II は、次のように規定する。「II. 内務大臣は、テロ行為の実行を扇動又は擁護するオン

ラインの公共通信サービスを中断させるために必要なあらゆる措置を講じることができる。」

4. 判決理由 3 に規定する措置の適用により、国家の全部又は一部に緊急事態を宣言し、行政当局の権限を拡大して、公の秩序に対する重大な侵害又は公的災害の性質を有する事象に起因する差し迫った危険に対処することにより、原則として、そのような状況に対処する手段を付与する法的枠組みが確立される。ただし、例外状況により必要とされる場合、行政当局は、1955 年 4 月 3 日法律に基づく措置及びその他の例外レジーム又は一般法に基づく措置のいずれをも用いてもその時点の必要性に対応できない場合、判決理由 2 で言及した権限を行使して、その他の措置を講じることが妨げられるものではない。

5. 第二に、1789 年人権宣言第 11 条は、次のように規定する。「思想及び意見の自由な伝達は、人間にとって最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律で定められた場合を除き、この自由の乱用について責任を問われることなく、自由に発言し、執筆し、印刷することができる」。表現と伝達の自由は、その行使が民主主義の条件であり、他の権利と自由の尊重を保証する要素の一つであることから、なおさら貴重なものである。

6. 現在の通信手段の状況、オンラインによる公衆向け通信サービスの普及、並びに民主的・経済的・社会的な生活への参加、及び思想・意見の表明におけるこれらのサービスの重要性を考慮すると、1789 年人権宣言第 11 条で保障される思想及び意見の自由な伝達は、これらのサービスに

アクセスし、そこで表現する自由を意味する。

7. 思想及び意見の自由な伝達、表現の自由、及びオンライン公共通信サービスによって行使が可能なその他のすべての権利と自由、特に私生活と家庭生活の権利、並びに商業及び産業の自由に対する侵害を考慮すると、行政当局は、法律で定められた場合を除き、そのようなサービスへのアクセスを中断することを決定することはできない。ただし、例外状況において、その時点の必要性に対応するために不可欠である場合には、そのような措置を講じることができる。この枠組みにおいて、当該サービスの完全な遮断は、法的にも暫定的な措置としてのみ決定され得るものであり、一方で、当該権利及び自由を侵害する程度がより低い代替措置を直ちに講じることができる技術的手段が存在しないこと、他方で、その禁止措置は、そのような代替措置を調査し実施するために必要な期間を超えない範囲で講じられることが条件となる。

・申立ての理由について

8. 事件記録から、2024年5月13日以降、ニューカレドニアでは、ニューカレドニア議会及び州議会選挙の選挙人団を変更する政府提出憲法改正〔法律〕案の審議を背景に、非常に深刻な治安の混乱が続いたことがわかる。この混乱は、2024年5月14日及び15日に、武装集団による暴力的な衝突を引き起こし、複数の死者、公共建築物及びインフラの破壊・損傷、ヌメア刑務所での脱走未遂を伴う反乱などにつながった暴動によって特徴づけられた。多くの道路がバリケードによって封鎖され、それを

突破しようとする人々に対する暴行や直接的な衝突が発生した。

9. 第一に、判決理由3で引用した1955年4月3日法律第11条IIの規定は、内務大臣が、テロ行為の実行を扇動又は擁護するオンラインの公共通信サービスを中断させるためのあらゆる措置を講じることを認めているが、これは、原則として、2024年5月15日より、緊急事態宣言と同時に、テロ対策以外の理由により前日に決定されたオンライン公共通信サービス「TikTok」の遮断措置を実施することを妨げるものではなかったが、それは、ニューカレドニア領土における例外状況を考慮し、1955年4月3日法律で規定されているその他の措置及び一般法に基づき実施される可能性のある措置のいずれも、その時点の必要性を満たす性質のものではなかったことを条件とする。したがって、提訴者が、1955年4月3日法律第11条IIに規定された要件がソーシャルネットワーク「TikTok」の停止を行うために満たされていないこと、及び首相にはこのサービスの停止を行う権限がなかったことを理由に、争われている決定には法的根拠がないとする主張には正当性がない。 いずれにせよ、「La Quadrature du net」協会が、表現の自由の制限は法律で規定されなければならないとする欧州人権条約第10条並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条は、例外状況に基づいて侵害されることを妨げると主張することには根拠がないのであって、というのも、そのような例外状況が発生した場合、判決理由2で述べた条件の下で、行政当局が通常の権限の範囲を超える措置を講じる可能

性は、確立された判例法に由来するものであり、その結果、これらの規定の意味及び適用において、十分に予測可能な法的根拠を構成しているからである。

10. 第二に、判決理由 8 で述べたように、ニューカレドニアでは特に深刻な治安の混乱が発生していたが、オンラインの公共通信サービス「TikTok」が、そのネットワークがユーザーに対して使用するアルゴリズムにより、暴力の行使を煽るコンテンツを非常に迅速に拡散するために利用されていたことが、事件記録から明らかである。首相は、このサービスの利用が状況を悪化させ、公共の秩序の回復を妨げるおそれがあると判断して、当時の例外状況を踏まえ、また、他の技術的手段が直ちに利用できない状況において、「TikTok」のオンライン通信サービスを、特にネットワークの特定の機能をブロックするなどの、目的を達成しかつ当該権利及び自由への侵害が少ない代替措置を必要に応じてサービス提供者と連携して調査し及び実施するために必要な期間を超えない範囲で、一時的に遮断することを決定する権限を有していた。しかし、争点となっている決定は、公共の秩序の混乱が継続していることのみに関連して、代替措置の実施が不可能であることを条件とすることなく、無期限の完全なサービス遮断を命じている。したがって、提訴者が、首相が表現の自由、思想及び意見の伝達の自由、情報へのアクセスの自由に不均衡な侵害を行ったと主張する

ことに正当性がある。

11. 以上のことから、人権同盟、「La Quadrature du net」協会及びC氏その他が争っている決定の取消しを求めることに正当性がある。

12. 本件の状況において、国家は、人権同盟、「La Quadrature du net」協会及びC氏その他に対して、行政裁判法典L第761-1条に基づき、それぞれ3,000ユーロを支払う義務を負う。」

本判決は、例外状況（非常事態法理）に基づき、首相がソーシャルネットワークへのアクセスを一時的に停止できる3つの条件を明らかにした。すなわち、(1)特に深刻な事態に対処するために遮断が不可欠であること、(2)権利及び自由への侵害が少ない代替措置を直ちに講じることができる技術的手段が存在しないこと、(3)遮断は代替措置の調査及び実施に必要な限定的な期間で行われなければならないこと、である。本判決は、TikTok へのアクセスの一時的遮断に関する首相の決定は、これらの3つの条件のすべてを満たしてはいないとの判断を下し、当該首相の決定を違法と判断したのである⁽⁸⁸⁾。

先述の通り、1955 年緊急事態法第11条IIは、内務大臣がテロを扇動・擁護するオンラインサービスを中断することを可能にしているが、本件において、TikTok 上で流れていた情報はテロに関するものではなかったため、当該条項を適用することはできなかった。そのために、首相は、例外状況（非常事態法理）を理由に、TikTok へのアクセスの一時的遮断を

⁽⁸⁸⁾ CE, communiqué, 1^{er} avril 2025, « Le Gouvernement peut interrompre un réseau social, mais seulement en cas de circonstances exceptionnelles et sous certaines conditions », *La Semaine Juridique : Edition Générale*, n° 14, 7 avril 2025, pp. 449-450.

2024 年 5 月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

決定したのである。本判決は、例外状況を根拠として、首相が 1955 年緊急事態法の定める措置及びその他の法令の定める措置以外の必要不可欠の措置として遮断措置をとること自体は認めているが、本判決は、この必要不可欠の遮断措置をとるためには、当該権利及び自由への侵害が少ない代替措置を可能にする技術的手段がないこと、かつ、代替措置を調査し及び実施するために必要な期間を超えてはならない一時的措置であることを要件とし、結局この 2 つの要件を満たしていないとして違法と判断したのである⁽⁸⁹⁾。

また、本判決は、TikTok が「そのネットワークがユーザーに対して使用するアルゴリズムにより、暴力の行使を煽るコンテンツを非常に迅速に拡散するために利用されていたことが、事件記録から明らかである」と述べており、TikTok の使用する、暴力の行使を煽るコンテンツを拡散するアルゴリズムを考慮して、例外状況の存在を認定した⁽⁹⁰⁾ことは注目に値する。逆説的に言えば、暴力を煽るコンテンツを拡散しないようなソーシャルネットワークサービスのアルゴリズムであれば、国務院はそもそも例外状況の認定をしなかったと言えよう。

本件遮断措置は、判例法上の例外レジームである非常事態法理を根拠にしていたが、結局、例外レジームの下での適法な措置とは判断されなかったことに本判決の意義があらう。非常事態法理を根拠とした措置は、極めて厳格な要件の下でしか適法と

ならないのである。

おわりに——まとめと今後の課題

(1) 本稿のまとめ

本稿は、フランスの実定法上の例外レジームである、憲法第 16 条の定める大統領の非常事態措置権、憲法第 36 条の定める戒厳、1955 年緊急事態法の定める緊急事態、公衆衛生法典において規定され既に廃止された衛生緊急事態についてそれぞれ概観・再整理した後、1955 年緊急事態法に基づく計 9 回目の緊急事態宣言が発出され、かつ、判例法上の例外レジームである非常事態法理が適用された 2024 年 5 月のニューカレドニア暴動について分析した。本件ニューカレドニア暴動に対しては、1955 年緊急事態法の適用の下で様々な措置がとられたものの、それ以上に、非常事態法理を適用して TikTok へのアクセスの一時的遮断措置が問題視され、結局、国務院訴訟部総会判決によって当該遮断措置は違法と判断された。

(2) 今後の課題

本件ニューカレドニア暴動は、1955 年緊急事態法の適用により 2024 年 5 月 15 日の緊急事態宣言の下で対処され、1955 年緊急事態法第 2 条第 3 項の定める 12 日間の期間が延長されることなく、2024 年 5 月 27 日に終了した。また、後に国務院訴訟部総会判決によって違法と判断されたものの、非常事態法理を適用して 2024 年 5 月 14 日から TikTok を一時的に遮断

⁽⁸⁹⁾ Lucienne Erstein, « TikTok ou la libre communication des pensées et des opinions », *La Semaine Juridique : Administrations et Collectivités territoriales*, n° 14, 7 avril 2025, p. 9.

⁽⁹⁰⁾ Cluzel-Métayer, *supra* note 83)p. 1245.

2024 年 5 月ニューカレドニア暴動に対する緊急事態法及び非常事態法理の適用
—フランス例外レジームの再整理を兼ねて—

する措置は、2024年5月29日に終了した。すなわち、本件ニューカレドニア暴動は、比較的短期間で収束したのである。

しかし、ニューカレドニアの独立機運は続いたままである。そこで、フランス政府は、本稿第2章で詳細に述べた憲法改正を諦め、ニューカレドニアに更なる強い自治を認める方針の憲法改正に舵をきった。2025年7月12日、ニューカレドニアでブジヴァル協定 (Accord de Bougival) が締結された。ブジヴァル協定の内容は、フランスの中に「ニューカレドニア国家 (un État de la Nouvelle-Calédonie)」を創設することである。すなわち、憲法改正をして、フランス第五共和制憲法において、「ニューカレドニア憲法」を有する「ニューカレドニア国家」の存在を認めるということである。この協定を実施するための前提条件として、「2025

年7月12日の合意の実施を可能とするためのニューカレドニアの合同議会及び州議会の議員の総選挙を延期することを目的とする議員提出組織法律案⁽⁹¹⁾」が2025年8月13日に元老院に提出され (Texte n° 876)、現在、この組織法律案は元老院の第一読会の委員会審査の最中である⁽⁹²⁾。そして、現在はまだフランス政府からは政府提出憲法改正法律案は公表されていないが、起草委員会は政府提出憲法改正法律案である「ニューカレドニア国家の創設及び政治的・制度的組織に関する政府提出憲法改正法律案⁽⁹³⁾」の起草は完了しており⁽⁹⁴⁾、憲法第39条第2項に基づき、当該憲法改正法律案は国务院への諮問に付される⁽⁹⁵⁾。

フランス植民地支配の最後の清算とも言うべき、本件ブジヴァル協定の実施、すなわち、フランス第五共和制憲法の改正及びニューカレドニ

(91) Proposition de loi organique visant à reporter le renouvellement général des membres du congrès et des assemblées de province de la Nouvelle-Calédonie pour permettre la mise en oeuvre de l'accord du 12 juillet 2025.

(92) 以下の元老院公式 HP を参照。<<https://www.senat.fr/dossier-legislatif/ppl24-876.html>>.

(93) Projet de loi constitutionnelle portant création et organisation politique et institutionnelle de l'État de la Nouvelle-Calédonie.

(94) 以下のニュースサイトの HP において、当該政府提出憲法改正法律案 (厳密には草案) が掲載されている。« Accord Nouvelle-Calédonie : que dit le projet de loi constitutionnelle ? », 4 septembre 2025, <<https://lalere.franceinfo.fr/nouvellecaledonie/decryptage-accord-nouvelle-caledonie-que-dit-le-projet-de-loi-constitutionnelle-1619612.html>>.

(95) 2025年7月12日のブジヴァル協定から2025年9月30日現在までのニューカレドニアに関する情報について、前掲注94)のニュースサイトの HP のほか、以下のニュースサイトの HP を参照。« Accord Nouvelle-Calédonie : que contient le texte signé par les représentants politiques à Bougival ? », 12 juillet 2025, <<https://lalere.franceinfo.fr/nouvellecaledonie/accord-nouvelle-caledonie-que-contient-le-texte-signé-par-les-représentants-politiques-a-bougival-1604055.html>> ; « Manuel Valls en Calédonie. Le ministre dévoile un calendrier très serré pour concrétiser juridiquement l'accord de Bougival », 21 août 2025, <<https://lalere.franceinfo.fr/nouvellecaledonie/manuel-valls-en-caledonie-le-ministre-devoile-un-calendrier-tres-serre-pour-concretiser-juridiquement-l-accord-de-bougival-1615412.html>> ; « Accord de Bougival - Nouvelle-Calédonie : Que contient le projet de loi constitutionnelle ? », 21 août 2025, <<https://outremers360.com/bassin-pacifique-appli/accord-de-bougival-nouvelle-caledonie-que-contient-le-projet-de-loi-constitutionnelle>> ; « La rédaction du projet de loi constitutionnelle est terminée », 27 août 2025, <<https://actu.nc/2025/08/27/la-redaction-du-projet-de-loi-constitutionnelle-est-terminee/>>.

ア憲法の制定などによるニューカレドニアの更なる高度な自治の実現が順調に至らなければ、再度ニューカレドニアで高度な自治を求める暴動（あるいは独立を求める暴動さらには反乱・テロ）が起きるかもしれない。フランス国家の中にニューカレドニア国家を作るフランスの試みについて、今後も注視していく必要があるだろう。

〔付記①〕 本稿は2025年9月30日に脱稿した。本文中の「現在」は、2025年9月30日現在を指す。

〔付記②〕 本稿は、令和6～9年度科学研究費（基盤研究（B））「憲法秩序と『ヨーロッパ法化』——フランス・ドイツ・イタリア・ベルギーの比較実証研究」及び令和7～9年度科学研究費（基盤研究（C））「政府提出法律案の重層的『統制』に関する日仏比較」の研究成果の一部である。